

岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成27年6月5日 決裁

平成28年6月27日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼稚園における教育の振興に資することを目的として、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減及び公立幼稚園と私立幼稚園の間の保護者負担の格差の是正を図るために交付する私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する私立幼稚園に対して交付するものとする。

- (1) 市長に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第7条ただし書の規定による別段の申出をしたこと。
- (2) 在園する満3歳以上の園児の保護者（以下「保護者」という。）に対して入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減免したこと。この場合において、当該園児及び保護者は、岐阜市に在住するものとする。

(補助金の額及び対象)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯 別表第1に定める額
- (2) 前号に掲げる世帯以外の世帯 別表第2に定める額

2 補助金は、前条第2号の規定により私立幼稚園が減免した保育料等を対象とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号。以下「事業計画書」という。）
- (2) 保育料等個人別減免計画書（様式第3号）
- (3) 私立幼稚園就園奨励事業に係る減免措置方法報告書（様式第4号）
- (4) 園則その他の当該私立幼稚園の保育料等の額を明らかにする書類
- (5) 保育料等の減免の対象となる園児の私立幼稚園保育料等減免措置調査票（様式第5号）

(交付決定通知)

第5条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）は、

私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助金の交付の申請をした設置者に通知するものとする。

（変更申請及び変更交付決定）

第6条 補助金の交付決定を受けた設置者は、当該交付決定を受けた補助金の額に変更が生じたときは、私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に補助金の額の変更を申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 保育料等個人別減免計画書

(3) 保育料等の減免の対象となる園児の私立幼稚園保育料等減免措置調査票

2 市長は、前項の規定による補助金の額の変更の申請があったときは、速やかに変更の可否を決定し、私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により当該申請をした設置者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、前金払により交付するものとする。

（実績報告書）

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、保護者に対する保育料等の減免の措置を完了したときは、当該措置を完了した日から15日以内に私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（関係書類の整備等）

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免の措置をした保護者から保育料等の減免確認書（様式第10号）を徴して正本を保管するとともに、副本を市長に提出しなければならない。

（交付手続の特例）

第10条 補助金の交付に係る手続については、規則第16条を適用しない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行し、改正後の岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の保育料等から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、改正後の岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の保育料等から適用する。

別表第1（第3条関係）

区 分	補助限度額（1人当たりの年額）		
	第1子となる園児	第2子となる園児	第3子以降となる園児

生活保護世帯又は支援給付世帯		308,000円	308,000円	308,000円
上記を除き、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	うちひとり親世帯等	308,000円	308,000円	308,000円
上記を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	うちひとり親世帯等	272,000円	290,000円	308,000円
上記を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	うちひとり親世帯等	217,000円	308,000円	308,000円
		115,200円	211,000円	308,000円

## 備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯をいう。
  - (2) 支援給付世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯をいう。
  - (3) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する者である世帯とする。
    - ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者
    - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの
    - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
    - エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
    - オ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
    - カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
    - キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）
- 2 同一世帯に同じ生年月日の園児がいる場合の第1子、第2子等の判断は、出生順により行うものとする。

- 3 平成25年度当初まで生活保護を受給していた世帯（平成25年8月以降に世帯の収入が減少し、生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準を適用した場合に生活保護世帯に該当する世帯を含む。）で、現に困窮していると市長が認めた世帯は、生活保護世帯又は支援給付世帯の区分に該当するものとみなす。
- 4 市町村民税の所得割額については、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の4第6項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除前の額とする。
- 5 世帯員中2人以上に所得がある場合は、当該所得のある者の所得割額を合算する。
- 6 途中入園又は途中退園により入園料の支払があり、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により算出して得た額とする。  
補助限度額×（保育料を支払った月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）
- 7 途中入園又は途中退園により保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により算出して得た額とする。  
補助限度額×保育料を支払った月数÷12（100円未満を四捨五入）
- 8 支払った保育料等の額が補助限度額を下回る場合は、当該支払った額を限度とする。

別表第2（第3条関係）

- 1 兄姉に小学校1年生から3年生までの者（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）  
がない世帯の場合

区 分	補助限度額（1人当たりの年額）		
	1人就園の場合 又は同一世帯 から2人以上就 園している場 合の最年長者 である園児	同一世帯から 2人以上就園 している場合 の次年長者で ある園児	同一世帯から3 人以上就園し ている場合の 最年長者及び 次年長者以外 の園児
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が211,201円以上の世帯	0円	154,000円	308,000円

- 2 兄姉に小学校第3学年修了前子どもがいる世帯の場合

区 分	補助限度額（1人当たりの年額）	
	小学校第3学年修了前子どもが1人いる世帯で1人就園の場合の当該園児又は2	小学校第3学年修了前子どもが1人いる世帯において2人以上就園している場合の最年長

	人以上就園している場合 の最年長者である園児	者以外の園児又は小学校第3 学年修了前子どもが2人以上 いる世帯の園児
当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割額が77,101 円以上211,200円以下の世帯	185,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割額が211,201 円以上の世帯	154,000円	308,000円

## 備考

- 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもであって、その弟妹が幼稚園児であるものは、幼稚園に就園しているものとみなす。
- 小学校1年生から3年生までの就学年齢にある兄弟で就学免除等により小学校に就学していないものがある世帯は、兄弟に小学校第3学年修了前子どもがいる世帯とみなし、2の表を適用する。
- この表の規定にかかわらず、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が97,000円未満である世帯において、当該園児に年長者（保護者が現に扶養する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子に限る。）が2人以上いるときは、当該園児に係る補助限度額は、年間308,000円とする。
- 同一世帯に同じ生年月日の園児がいる場合の最年長者及び次年長者の判断は、出生順により行うものとする。
- 市町村民税の所得割額については、地方税法附則第5条の4第6項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除前の額とする。
- 世帯員中2人以上に所得がある場合は、当該所得のある者の所得割額を合算する。
- 途中入園又は途中退園により入園料の支払があり、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により算出して得た額とする。  
補助限度額×（保育料を支払った月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）
- 途中入園又は途中退園により保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により算出して得た額とする。  
補助限度額×保育料を支払った月数÷12（100円未満を四捨五入）
- 支払った保育料等の額が補助限度額を下回る場合は、当該支払った額を限度とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住 所

幼稚園名

設置者名

印

年度 私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

（関係書類）

- ・ 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書
- ・ 保育料等個人別減免計画書
- ・ 私立幼稚園就園奨励事業に係る減免措置方法報告書
- ・ 園則その他の当該私立幼稚園の保育料等の額を明らかにする書類
- ・ 保育料等の減免の対象となる園児の私立幼稚園保育料等減免措置調査票

## 様式第2号（第4条関係）

年度 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園名

## 1 園児数

区分	減免措置の申請を行う園児数					
	生活保護世帯又は支援給付世帯	左記を除き、市町村民税が非課税となる世帯	左記を除き、市町村民税の所得割が非課税となる世帯	左記を除き、市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	市町村民税の所得割額が77,101円以上211,200円以下の世帯	左記以外の世帯
5歳児	人	人	人	人	人	人
4歳児	人	人	人	人	人	人
3歳児	人	人	人	人	人	人
満3歳児	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

## 備考

この表において、「市町村民税」とは、当該年度に納付すべき市町村民税をいう。

## 2 補助対象経費 その1 (市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯)

## (1) 第1子となる園児

区 分	対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助対象経費の 総額
	5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計		
生活保護世帯又は支援給付世帯						円	円
上記を除き、市町 村民税が非課税と なる世帯	ひとり親世 帯等					円	円
	ひとり親世 帯等以外					円	円
上記を除き、市町 村民税の所得割が 非課税となる世帯	ひとり親世 帯等					円	円
	ひとり親世 帯等以外					円	円
上記を除き、市町 村民税の所得割額 が77,100円以下と なる世帯	ひとり親世 帯等					円	円
	ひとり親世 帯等以外					円	円
計							円

## (2) 第2子となる園児

区 分	対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助対象経費の 総額
	5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計		
生活保護世帯又は支援給付世帯						円	円
上記を除き、市町 村民税が非課税と なる世帯	ひとり親世 帯等					円	円
	ひとり親世 帯等以外					円	円
上記を除き、市町 村民税の所得割が 非課税となる世帯	ひとり親世 帯等					円	円
	ひとり親世 帯等以外					円	円
上記を除き、市町 村民税の所得割額 が77,100円以下と なる世帯	ひとり親世 帯等					円	円
	ひとり親世 帯等以外					円	円
計							円



## (3) 第3子以降となる園児

区 分		対象となる園児（人）					1人当たりの 減免限度額	補助対象経費の 総額
		5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計		
生活保護世帯又は支援給付世帯							円	円
上記を除き、市町 村民税が非課税と なる世帯	ひとり親世 帯等						円	円
	ひとり親世 帯等以外						円	円
上記を除き、市町 村民税の所得割が 非課税となる世帯	ひとり親世 帯等						円	円
	ひとり親世 帯等以外						円	円
上記を除き、市町 村民税の所得割額 が77,100円以下と なる世帯	ひとり親世 帯等						円	円
	ひとり親世 帯等以外						円	円
計								円

## 備考

この表において、「市町村民税」とは、当該年度に納付すべき市町村民税をいう。

## 3 補助対象経費 その2 (市町村民税所得割額が77,101円以上の世帯)

## (1) 最年長者となる園児

区 分	対象となる園児数 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助対象経費の 総額
	5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計		
市町村民税の所得割額が 77,101円以上211,200円以 下の世帯						円	円
上記以外の世帯						円	円
計							円

## (2) 次年長者となる園児

区 分		対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助対象経費の 総額
		5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計		
市町村民税の所 得割額が77,101 円以上211,200円 以下の世帯	兄姉に小学校 1年生から3年 生までの者が いない園児						円	円
	兄姉に小学校 1年生から3年 生までの者が いる園児						円	円
上記以外の世帯	兄姉に小学校 1年生から3年 生までの者が いない園児						円	円
	兄姉に小学校 1年生から3年 生までの者が いる園児						円	円
計							円	

## (3) 最年長者及び次年長者以外の園児

区 分		対象となる園児（人）					1人当たりの 減免限度額	補助対象経費の 総額
		5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3歳 児	合計		
市町村民税の 所得割額が 77,101円以上 211,200円以 下の世帯	兄姉に小学校 1年生から3年 生までの者が いない園児						円	円
	兄姉に小学校 1年生から3年 生までの者が いる園児						円	円
上記以外の世 帯	兄姉に小学校 1年生から3年 生までの者が いない園児						円	円
	兄姉に小学校 1年生から3年 生までの者が いる園児						円	円
計								円

## 備考

- この表において、「市町村民税」とは、当該年度に納付すべき市町村民税をいう。
- (2)の表において、「兄姉に小学校1年生から3年生までの者がいない園児」とは、兄姉に小学校1年生から3年生までの者がいない園児で、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者である園児をいう。
- (2)の表において、「兄姉に小学校1年生から3年生までの者がいる園児」とは、兄姉に小学校1年生から3年生までの者が1人いる世帯における1人就園の場合の当該園児又は2人以上就園している場合の最年長者である園児をいう。
- (3)の表において、「兄姉に小学校1年生から3年生までの者がいない園児」とは、兄姉に小学校1年生から3年生までの者がいない園児で、同一世帯から3人以上就園している場合の最年長者及び次年長者以外の園児をいう。
- (3)の表において、「兄姉に小学校1年生から3年生までの者がいる園児」とは、兄姉に小学校1年生から3年生までの者が1人いる世帯において2人以上就園している場合の最年長者以外の園児又は兄姉に小学校1年生から3年生までの者が2人以上いる世帯の園児をいう。

## 4 補助対象経費 その3（市町村民税所得割額が77,101円以上の96,999円以下の世帯）

区 分	対象となる園児数（人）					1人当たりの 減免限度額	補助対象経費の 総額
	5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計		
市町村民税の所得割額が77,101円以上96,999円以下の世帯で、年長者（保護者が現に扶養する18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子に限る。）が2人以上いる園児						円	円

備考

この表における園児数は、3の表の園児数の内数である。





様式第4号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住 所

幼稚園名

設置者名

印

年度 私立幼稚園就園奨励事業に係る減免措置方法報告書

標記について、減免措置の実施方法を下記のとおり報告します。

記

1 減免措置の実施方法

様式第5号 (第4条関係)

年度 私立幼稚園保育料等減免措置調査票

園児氏名 (フリガナ)		生年月日		年齢
		年 月 日		歳児
性別	幼稚園名	クラス名	提出日	
男 女	幼稚園		年 月 日	

園児の属する世帯 ( 年 月 日現在)

氏名 (フリガナ)	生年月日	性別	続柄	備考	市町村民税課税額	
					均等割額	所得割額
	明・大・昭・平・西 年 月 日	男 女			円	円
	明・大・昭・平・西 年 月 日	男 女			円	円
	明・大・昭・平・西 年 月 日	男 女			円	円
	明・大・昭・平・西 年 月 日	男 女			円	円
	明・大・昭・平・西 年 月 日	男 女			円	円
	明・大・昭・平・西 年 月 日	男 女			円	円
	明・大・昭・平・西 年 月 日	男 女			円	円

保護者氏名	現住所
印	
電話番号	年 月 日現在の住所 (現住所と異なる場合に記載)
( ) -	
この調査票について、市備付けの住民基本台帳及び個人市民税の課税の資料を調査されることについて同意します。	

上記の幼児は、当該幼稚園の在園児であることを証明します。  
 年 月 日 住所  
 (あて先) 幼稚園名  
 岐阜市長 理事長名又は園長名 印

園児氏名	歳児	入園料の支払	途中入退園等	減免額
	第 子	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		円

(注) 太枠内のみ記入し、訂正がある場合は、訂正部分に押印すること。



様式第6号（第5条関係）

岐阜市指令 第 号  
年 月 日

様

岐阜市長

年度 私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました私立幼稚園就園奨励費補助金について、下記のとおり決定したので、岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の種類 年度私立幼稚園就園奨励費補助金
- 2 補助金の額 金 円
- 3 条件
  - (1) 補助事業等の実施に当たっては、岐阜市補助金等交付規則及び岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。
  - (2) 補助事業等に係る実施状況の報告を徴し、執行方法が不適当な場合には、補助事業等の是正を命じ、補助金の交付決定を取り消し、又は返還を命ずることがあります。
  - (3) 補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業等が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。
- 4 その他  
監査委員等が必要と認めるときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住 所

幼稚園名

設置者名

印

年度 私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令第 号により交付決定を受けた私立幼稚園就園奨励費補助金の変更について、岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係資料を添えて申請します。

記

1 補助金変更交付申請額	円
(既交付額)	円
(今回増減額)	円

（関係書類）

- ・私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書
- ・保育料等個人別減免計画書
- ・保育料等の減免の対象となる園児の私立幼稚園保育料等減免措置調査票

様式第8号（第6条関係）

岐阜市指令 第 号  
年 月 日

様

岐阜市長

年度 私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました私立幼稚園就園奨励費補助金の変更について、下記のとおり決定したので、岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金の種類	年度	私立幼稚園就園奨励費補助金
2 変更交付決定額	金	円
（既交付決定額）	金	円
（今回増減額）	金	円

## 3 条件

- (1) 補助事業等の実施に当たっては、岐阜市補助金等交付規則及び岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。
- (2) 補助事業等に係る実施状況の報告を徴し、執行方法が不適当な場合には、補助事業等の是正を命じ、補助金の交付決定を取り消し、又は返還を命ずることがあります。
- (3) 補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業等が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。

## 4 その他

監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住 所

幼稚園名

設置者名

印

年度 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

岐阜市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告  
します。

記

1 補助対象経費総額

円

2 補助対象経費 その1 (市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯)

(1) 第1子となる園児

区 分		対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助金交付額 (A)	補助金実績額 (B)	不用額 (A)-(B)
		5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計				
生活保護世帯又は支援 給付世帯							円	円	円	円
上 記 を 除 き、市町村 民税が非課 税となる世 帯	ひとり親世 帯等						円	円	円	円
	ひとり親世 帯等以外						円	円	円	円
上 記 を 除 き、市町村 民税の所得 割が非課税 となる世帯	ひとり親世 帯等						円	円	円	円
	ひとり親世 帯等以外						円	円	円	円
上 記 を 除 き、市町村 民税の所得 割 額 が 77,100 円 以 下となる世 帯	ひとり親世 帯等						円	円	円	円
	ひとり親世 帯等以外						円	円	円	円
計								円	円	円

(2) 第2子となる園児

区 分		対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助金交付額 (A)	補助金実績額 (B)	不用額 (A)-(B)
		5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計				
生活保護世帯又は支援 給付世帯							円	円	円	円
上 記 を 除 き、市町村 民税が非課 税となる世 帯	ひとり親世 帯等						円	円	円	円
	ひとり親世 帯等以外						円	円	円	円
上 記 を 除 き、市町村 民税の所得 割が非課税 となる世帯	ひとり親世 帯等						円	円	円	円
	ひとり親世 帯等以外						円	円	円	円

上記を除き、市町村民税の所得割額が77,100円以下となる世帯	ひとり親世帯等						円	円	円	円
	ひとり親世帯等以外						円	円	円	円
計								円	円	円

## (3) 第3子以降となる園児

区分	対象となる園児（人）					1人当たりの 減免限度額	補助金交付額 (A)	補助金実績額 (B)	不用額 (A)-(B)
	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児	合計				
生活保護世帯又は支給付世帯						円	円	円	円
上記を除き、市町村民税が非課税となる世帯	ひとり親世帯等					円	円	円	円
	ひとり親世帯等以外					円	円	円	円
上記を除き、市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等					円	円	円	円
	ひとり親世帯等以外					円	円	円	円
上記を除き、市町村民税の所得割額が77,100円以下となる世帯	ひとり親世帯等					円	円	円	円
	ひとり親世帯等以外					円	円	円	円
計							円	円	円

## 備考

この表において、「市町村民税」とは、当該年度に納付すべき市町村民税をいう。

3 補助対象経費 その2 (市町村民税所得割額が77,101円以上の世帯)

(1) 最年長者となる園児

区 分	対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助金交付額 (A)	補助金実績額 (B)	不用額 (A)-(B)
	5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計				
市町村民税の所得割額 が77,101円以上211,200 円以下の世帯						円	円	円	円
上記以外の世帯						円	円	円	円
計							円	円	円

(2) 次年長者となる園児

区 分	対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助金交付額 (A)	補助金実績額 (B)	不用額 (A)-(B)
	5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計				
市町村民税の所得割額 が77,101円以上211,200 円以下の世帯	兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいない園児					円	円	円	円
	兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいる園児					円	円	円	円
上記以外の世帯	兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいない園児					円	円	円	円
	兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいる園児					円	円	円	円
計							円	円	円

## (3) 最年長者及び次年長者以外の園児

区 分	対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助金交付額 (A)	補助金実績額 (B)	不用額 (A)-(B)
	5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計				
市町村民税 の所得割額 が 77,101 円 以上211,200 円以下の世 帯	兄弟に小学 校1年生か ら3年生ま での者がい ない園児					円	円	円	円
	兄弟に小学 校1年生か ら3年生ま での者がい る園児					円	円	円	円
上記以外の 世帯	兄弟に小学 校1年生か ら3年生ま での者がい ない園児					円	円	円	円
	兄弟に小学 校1年生か ら3年生ま での者がい る園児					円	円	円	円
計							円	円	円

## 備考

- この表において、「市町村民税」とは、当該年度に納付すべき市町村民税をいう。
- (2)の表において、「兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいない園児」とは、兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいない園児で、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者である園児をいう。
- (2)の表において、「兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいる園児」とは、兄弟に小学校1年生から3年生までの者が1人いる世帯における1人就園の場合の当該園児又は2人以上就園している場合の最年長者である園児をいう。
- (3)の表において、「兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいない園児」とは、兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいない園児で、同一世帯から3人以上就園している場合の最年長者及び次年長者以外の園児をいう。
- (3)の表において、「兄弟に小学校1年生から3年生までの者がいる園児」とは、兄弟に小学校1年生から3年生までの者が1人いる世帯において2人以上就園している場合の最年長者以外の園児又は兄弟に小学校1年生から3年生までの者が2人以上いる世帯の園児をいう。



4 補助対象経費 その3 (市町村民税所得割額が77,101円以上の96,999円以下の世帯)

区 分	対象となる園児 (人)					1人当たりの 減免限度額	補助金交付額 (A)	補助金実績額 (B)	不用額 (A)-(B)
	5歳 児	4歳 児	3歳 児	満3 歳児	合計				
市町村民税の所得割額 が77,101円以上96,999円 以下の世帯で、年長者 (保護者が現に扶養す る18歳に達する日以後 の3月31日までの間にあ る子に限る。)が2人以 上いる園児						円	円	円	円

備考

- 1 この表において、「市町村民税」とは、当該年度に納付すべき市町村民税をいう。
- 2 この表における園児数は、3の表の園児数の内数である。

正（幼稚園用）

様式第10号（第9条関係）

年 月 日  
第 号

保育料等の減免確認書

住 所

幼稚園名

設置者名

様

園児 \_\_\_\_\_（ 歳児）に係る入園料・保育料について、  
\_\_\_\_\_円の減免を受けたことを確認します。

保護者住所

保護者氏名

印

-----（キリトリ線）-----

副（岐阜市）

様式第10号（第9条関係）

年 月 日  
第 号

保育料等の減免確認書

住 所

幼稚園名

設置者名

様

園児 \_\_\_\_\_（ 歳児）に係る入園料・保育料について、  
\_\_\_\_\_円の減免を受けたことを確認します。

保護者住所

保護者氏名

印